

### (3) 未納者属性に応じた効果的・効率的な取組

#### (到達目標)

- 所得情報を活用し、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。



#### (取組)

- 国民年金保険料の収納対策について、社会保険事務所ごとに、年度別の行動計画を策定（平成 16 年 10 月～）し、毎年度、行動計画の達成状況の検証を行うとともに、次年度の行動計画を策定（平成 17 年度～）。
- 所得情報を活用し、未納月数と所得により未納者属性の区分を行い、未納者属性毎に最も効果的な対策を検討し実施。  
実施結果の分析評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組を実施。
  - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
  - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
  - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
- 未納者の具体的状況やさらに詳細な属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、その属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討（平成 19 年度～）。
- 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討（平成 19 年度～）。
- 一方、健保・厚年の滞納事業所に対する徴収対策についても、社会保険事務所・事務局毎に具体的な取組計画を策定するとともに、中長期的な目標設定やその達成に向けた計画を策定し、確実な取組みを推進（平成 19 年度～）。

## (4) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

### (到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。



### (取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、**強制徴収を実施**する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施（平成16年10月～）。
- 国民年金推進員について全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入（平成17年10月～）。
- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

#### 【実施スケジュール】

平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得  
強制徴収の対象目標を17万件に拡大

平成18年度～ 強制徴収の対象目標を35万件に拡大

平成19年度～ 強制徴収の対象目標を60万件に拡大

なお、年金記録問題の対応を踏まえ、平成20年度の具体的な強制徴収の取組計画は対象を35万件とする。

## (5) 保険料を納めやすい環境整備の推進

### (到達目標)

➤ 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。

- 口座振替率(平成 18年度末: 40.2%)をできるだけ早期にクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。



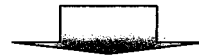
### (取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成 16年 2月～)、インターネット及び携帯電話等(平成 16年 4月～)を活用した保険料納付を可能とする。
- 若年者納付猶予制度の導入(平成 17年 4月～)。
- 口座振替割引制度の拡充(平成 17年 4月～)。
- 多段階免除制度の導入(平成 18年 7月～)。
- クレジットカードによる国民年金保険料の納付を導入(平成 20年 2月～)。
- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌 3月までの前納を可能とすることを検討。
- 口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第 2号被保険者または第 3号被保険者へ種別変更となり、再び第 1号被保険者となった際に、ターンアラウンド方式により申請書付き口座振替勧奨状を自動発行して手続きを簡素化することについて、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として検討(平成 19年度～)。
- 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さの PR など、口座振替の利用勧奨を徹底(平成 18年 2月～)。

## (6) 民間委託の推進

### (到達目標)

- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。



### (取組)

- 厚年・健保の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として、社会保険事務所で実施(平成17年度:5カ所、平成18年度:104カ所)。
- 未納者に対する電話督促について外部委託を実施。
- 平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、委託要領に未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。
- 国民年金保険料収納業務について、市場化テストのモデル事業として実施(平成17年10月:5カ所)、実施箇所数の段階的拡大を行い(平成18年7月:35カ所)、モデル事業終了後「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として実施(平成19年10月~)、実施箇所数を拡大(平成19年度:95カ所、平成20年度:185カ所)。
- 電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入(平成18年度~)。
- 健保・厚年の適用促進業務について、全ての社会保険事務所において一般競争入札による民間委託を拡大し、民間委託による適用促進を活用して未適用事業所に対する重点的な加入指導及び職権適用の取組を強化(平成19年度~)。

## (7) 免除等申請手続の簡素化

### (到達目標)

- 免除等申請者の手続負担の軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。



### (取組)

- 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入（平成 18 年 7 月～）。
- 法定免除に該当する方について、福祉事務所等からの情報提供を受けること等により、職権で免除手続を行うこととし、免除の届出を省略（平成 20 年度～）。
- 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入（平成 20 年度～）。
- 学生納付特例手続について、最初の申請の際に卒業予定年月を把握することにより、当該年月までの間、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、必要最小限の記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入（平成 20 年 4 月～）。
- 大学等が学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができる仕組みを導入（平成 20 年 4 月～）。

## (8) 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立

### (到達目標)

- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。



### (取組)

- 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施（平成17年度～）。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼（平成17年度～）。
- 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、未加入者の早期把握・加入勧奨等における連携を図り、適用の適正化を図る（平成18年度～）。
- パート労働者など従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等について、事業主に対し、必要な協力を依頼（平成19年8月～）。
- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、短期の国民健康保険被保険者証（短期証）を交付できるようにするとともに、短期証の交付対象者が市町村の窓口で国民年金保険料を納付できる仕組みを導入（平成20年4月～）。
- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）が社会保険料について長期間未納（滞納処分を受けた後、正当な理由なく3ヶ月以上引き続き未納）の場合には、当該事業者等の指定等又はその更新を認めない仕組みを導入（平成21年4月～）。

## (9)適用の適正化の推進

### (到達目標)

- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進するとともに、適正な届出を促進し、保険料負担の公平性を確保する。

### (取組)

- 原則として、従業員 5 人以上の事業所について呼出による加入指導、従業員 20 人以上の事業所について戸別訪問等による重点加入指導を実施（平成 16 年 7 月～）。
- 平成 17 年度から、重点加入指導の対象を従業員 15 人以上の事業所に拡大するとともに、加入指導を受けた後もなお加入の届出を行わない従業員 20 人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした。
- 重点加入指導の対象を順次拡大するとともに、職権による適用についても、重点加入指導の進捗状況を踏まえながら、順次、対象の拡大を図る。  
【実施スケジュール】平成 18 年度～ 重点加入指導の対象を従業員 10 人以上の事業所に拡大  
平成 19 年度～ 職権適用対象についても従業員 10 人以上の事業所に拡大
- 適用事業所に対する調査の充実。特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施（平成 19 年度～）。
- 社会保険労務士等の民間委託の活用により、適用事業所におけるパートタイム労働者等の適用促進のための巡回指導・説明を行い、パート労働者等の適用の適正化を図る（平成 20 年度～）。
- 社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた確実な取組みを推進（平成 19 年度～）。
- 後期高齢者医療制度への被保険者等の円滑な移行を図るため、事業主に対し、新制度へ移行する者の被保険者喪失届等をターンアラウンド方式により送付するとともに、適切な届出を指導（平成 20 年度）
- 厚生年金特例法に従い、総務省のあっせんを受けて、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等を実施する（平成 19 年度～）。